

○浦安市入札制度改善委員会要綱

（設置）

第1条 入札制度の改善に関し必要な事項を調査、審査するため浦安市入札制度改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、請負契約等に係る入札制度の改善について検討する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 企画部長

(3) 財務部長

(4) 市民経済部長

(5) 環境部長

(6) 都市政策部長

(7) 都市整備部長

(8) 教育次長

（職務）

第4条 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは財務部長の職にある委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の議事の進行及び整理は、委員長が行う。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（資料の提出等の要求）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係に対し、

資料の提出を求め又は関係者を出席させ意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

付則

この要綱は、昭和57年1月16日から施行する。

付則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年10月20日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。